ＩＣＴ機器等導入事業に係る注意事項

１、事業の目的

ＩＣＴ機器等の導入により、介護従事者の介護に係る**記録の作成、情報の共有（事業所内外の情報連携含む）**及び**報酬の請求**（以下「介護サービス事務」という。）を一貫して処理することで業務の効率化を図り、介護従事者が継続して就労可能な環境を整備することを目的とします。

【ポイント】事業目的に沿った導入計画となっていますか？
補助金の申請にあたっては、上記目的に沿った補助事業の計画となっているかを確認するため、**介護ロボット等導入計画**に事業所における介護サービス事務の現状（使用している介護ソフトの名称や処理の状況）とＩＣＴ機器等を導入して達成する目標、期待する効果（効率化される内容）を記載してください。

２、ＩＣＴ機器等とは（例示）

①**介護ソフト**（介護サービス事務を一貫して処理できるソフトウェア）
②**タブレット端末（※）**
③**クラウドサービス**（介護サービス事務の処理の用に供するサービス）
④**Ｗｉ－Ｆｉ機器**（①、②又は⑤を通信ネットワークに接続する機器）
⑤**インカム**（相互通信機器）（※）
⑥**勤怠管理、給与管理またはホームページ作成に係るソフトウェア**
⑦**電子サインシステム**
⑧**AI を活用したケアプラン原案の作成支援ソフト**

※タブレット端末及びインカムの機能をスマートフォンで行う場合はスマートフォンも対象

３、補助対象事業

（１）２の①、③及び④を導入する事業
（２）２の①の導入と併せて②～⑧のいずれかを導入する事業
（３）２の①が導入されている事業所が、②～⑧のいずれかを導入する事業
　　ただし、現状より業務改善及び業務効率化が図れるものに限る。
（４）介護従事者に対してＩＣＴ機器等の導入に係る研修を行う事業
（５）介護サービス事業者からのＩＣＴ機器等の導入に関する照会に応じる事業

【ポイント】以下の機器等は補助対象外です！
・オンライン面会にのみ使用するタブレット端末の導入。
・介護サービス事務を一貫して処理する体制が見込めない状況でのインカムや勤怠管理等に係るソフトウェアの導入。
・事業所に備え付けるパソコン・プリンターの導入。

４、その他

（１）ＩＣＴ機器等導入事業の申請にあたっては、介護サービス事務を一貫して処理する介護ソフト（導入済みの内容を含む）の詳細がわかる資料を添付してください。

（２）介護ソフトを導入し、「居宅介護支援事業所と、介護サービス提供事業所や医療機関等との間におけるデータ連携のための標準仕様」（※）に定める標準に適合するもの（以下、「ケアプラン連携標準仕様」という。）の対象となる介護サービス事業所の場合は、介護ソフトの開発元やベンダー等に確認の上、、参考様式（最新版のケアプラン連携標準仕様への対応状況確認書）または様式に準じるものを介護テクノロジー等導入計画（別紙１）とあわせてご提出ください。

※厚生労働省ＨＰ：https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-ict.html

（３）以下を参考に、ＩＣＴ機器等の導入による業務フローの見直し、導入を進めるための実施体制、職員への研修計画や技術的な支援体制の整備についても検討を行い、その内容を介護テクノロジー等導入計画（別紙１）に盛り込んでください。

・「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン改訂版」（厚生労働省ＨＰ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei.html）

・「居宅サービス事業所におけるＩＣＴ機器・ソフトウェア導入に関する手引き Ver.2」及び「介護ソフトを選定・導入する際のポイント集」（厚生労働省ＨＰ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-ict.html）

（４）タブレット端末を導入する際は、必ず介護ソフトをインストールの上、介護サービス事務にのみ使用してください。補助目的以外の使用の防止及び私物と区別するため、業務用であることを明確に判断するための表示（シール等による貼付）を行うなど事業所において工夫してください。

（５）個人情報保護の観点から「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第 6.0 版」（厚生労働省ＨＰ：https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000516275_00006.html）を参考に、十分なセキュリティ対策を講じてください。

（６）本補助金を活用したＩＣＴ機器等の導入は原則として１事業所１回としますが、補助額が補助限度額の範囲内であれば、２回目の補助も可能とします。２回目の補助を行う場合には、補助限度額から１回目の補助額を除いた金額を上限とします。なお、１回目に補助した機器等のリース代や保守・サポートに係る経費など、恒常的な費用については２回目以降の補助は認めません。

　また、職員数から算定する補助限度額の区分については、過年度に交付した際と当該年度申請時点の職員数で少ない方の区分により算定するものとします。

（７）本補助金においてＩＣＴ機器等を導入した介護事業所は、京都府への事業計画及び導入効果の報告とは別に厚生労働省老健局高齢者支援課あて、事業計画、導入製品の内容や導入効果等を報告（導入後、別途案内。）してください。また、ＩＣＴ機器等の普及のため、導入に関して他事業所からの照会等に応じるようご対応ください（事業所職員や利用者の個人情報等の照会を除く）。

（８）補助限度額の算定に係る職員数については、訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、ＩＣＴの活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も含めることが可能です。

（９）「介護ロボット等導入事業」及び「介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業」の対象となるものについては、ＩＣＴ機器等導入事業の補助対象とはなりません。

（１０）本事業で補助を受けた事業所については、科学的介護情報システム（LIFE）による情報収集への協力が必須となりますので御留意ください。